

北海道管内の2箇所にて特別街頭検査を実施

自動車技術総合機構北海道検査部は、札幌市及び北見市の2箇所において、 北海道警察、北海道運輸局及び軽自動車検査協会と連携して特別街頭検査を 実施しました。

その結果、計46台について検査を実施し、回転部分の突出等の不正改造がされた27台に対し、北海道運輸局及び北見運輸支局より整備命令書が交付されました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、15 日以内に最寄りの運輸支局で車両の確認を受けていただくこととなります。

自動車技術総合機構北海道検査部は今後も各関係機関と連携し、不正改造車両の排除に取り組んで参ります。

【実施結果の詳細】

1天旭福大·07日福1		
	北海道検査部管内	北見事務所管内
実施日時	令和6年6月23日(日) 7時45分~9時30分	令和6年6月23日(日) 7時00分~12時00分
実施場所	道央自動車道 輪厚パーキングエリア(上り)	北見市端野町二区 「二区生活センター」駐車場
実施結果	検査台数:18台(四輪車のみ) 整備命令:7台	検査台数:28台(四輪車のみ) 整備命令:20台
主な不正 改造の内 容	·回転部分の突出:6件 ·最低地上高不足:2件 ·騒音基準値超過:1件 など	・回転部分の突出:10件 ・最低地上高不足:10件 ・騒音基準値超過:7件 ・着色フィルム貼付:5件 など





【問い合わせ先】

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル 4階 独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話:03-5363-3441(代表)

FAX: 03-5363-3347